

## 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（豊中市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
浜 1 F	浜 1 丁目地内	約 0.11 ha	追加	20
浜 3 F	浜 3 丁目地内	約 0.08 ha	追加	20
春日町 2 C	春日町 2、3 丁目地内	約 0.17 ha	区域変更	4、8
庄内宝町 3 A	庄内宝町 3 丁目地内	約 0.18 ha	区域変更	21
桜の町 4 A	桜の町 4 丁目地内	約 0.28 ha	区域変更	8
桜の町 4 D	桜の町 4 丁目地内	約 0.04 ha	追加	8
上野坂 2 A	上野坂 2 丁目地内	約 0.24 ha	区域変更	9
千里園 1 C	千里園 1 丁目地内	約 - ha	廃止	12
西泉丘 2 D	西泉丘 2 丁目地内	約 - ha	廃止	13、16
少路 2 C	少路 2 丁目地内	約 - ha	廃止	8
曾根南町 1 A	曾根南町 1 丁目地内	約 - ha	廃止	19
小 計		約 1.10 ha		
永楽荘 3 A他 187地区		約 36.08 ha	変更なし	
合 計	195地区	約 37.18 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」